

災害に係る協力体制に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と苦東安平ソーラーパーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安平町内で災害による停電が発生した場合において、遠浅公民館（以下「対象施設」という。）に対し一定の電力供給体制を維持するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従つて可能な限り協力に努めるものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

3 協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 停電発生時にソフトバンク苦東安平ソーラーパーク（以下「発電所」という。）内に設置した長時間自立発電機（以下「非常用電源」という。）により蓄電されたカートリッジを、甲の対象施設内に乙によって設置された非常用電源の子機（HydroX Power）に取り付け電源を提供する。

(2) 本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（対象施設の提供等）

第5条 前条第1号及び第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 対象施設は、遠浅公民館（避難所）とする。

(2) 対象施設に設置された子機は甲の責任において保管を行うものとし、甲が子機を保管の目的で定常的に対象施設を変更する場合は、事前に乙にその旨を通知する。

(3) 子機は乙が定期的に点検を実施するものとし、点検を実施する場合は、事前に甲にその旨を通知する。

(4) 非常用電源を利用するため発電所内に立ち入る場合は、必ず主任技術者立ち合いの下で執り行うもの

とする。

（費用）

第6条 第4条第1号及び第2号に規定する非常用電源の提供及び設備の点検に係る費用は、無償とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 北海道勇払郡安平町早来大原
安平町長 及川 秀一郎



乙 北海道勇払郡安平町遠浅779番1
苦東安平ソーラーパーク株式会社
代表取締役 梶村 功

